

岩手医科大学看護学部履修試験規程

制定 平成 29 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 岩手医科大学看護学部（以下「看護学部」という。）の授業科目の履修方法、試験等の取扱い及び進級、卒業等の認定に関する事項については、岩手医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 授業科目及び単位数は、学則別表に基づき教育要項（シラバス）に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目で構成する。

3 選択科目は、教養教育科目群及び専門科目群の選択科目（以下「選択必修科目」という。）と公衆衛生看護学関連科目群及び助産学関連科目群の選択科目（以下「選択履修科目」という。）に区別する。

(単位計算の基準)

第 3 条 看護学部における各授業科目の単位数の計算基準は、次の各号による。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、教養教養教育科目群、地域医療課題解決演習、感染制御・感染看護演習及び地元創成看護においては 15 時間、それ以外においては 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、教養教育科目群においては 30 時間、それ以外においては 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修登録)

第 4 条 授業科目を履修するためには、学期始めの指定する期日までに履修しようとする授業科目（必修科目を除く。）を学部長に届け出なければならない。

2 選択必修科目は、選択科目群の中から別に定める数の授業科目を届け出なければならない。

3 履修届提出後の授業科目の変更は認めない。

4 編入学生及び保健師又は助産師国家試験受験資格取得希望者については、別に定める。

(試験)

第 5 条 試験は、教育要項（シラバス）に定める授業科目について実施する。

2 試験の種類及びその意義は、次のとおりとする。

(1) 定期試験 履修した授業科目（臨地実習を除く。）について各学期末に行う試験をいう。

(2) 再試験 成績判定において不合格となった授業科目（臨地実習を除く。）について 1 回を限度として改めて行う試験をいう。

(3) 追試験 病気その他やむを得ない事情により定期試験又は再試験を受験することができなかった者に対し、当該事情が止んだ後に行う試験をいう。

3 臨地実習科目については、実習中の目標達成度及び記録等をもって試験とする。

(試験方法)

第 6 条 試験は、筆記、レポート又は実技等の中から、各授業科目責任者が適当と認めた方法により実施する。

(試験日程)

第 7 条 試験の日程については、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期試験は、実施の2週間前までに発表する。
- (2) 再試験は、あらかじめ指定した時期に実施する。
- (3) 追試験は、成績判定前までに実施する。

(受験資格)

第8条 各授業科目の授業回数のうち講義、演習、実験及び実技については、3分の2以上、実習については、5分の4以上出席しなければ試験を受験することができない。ただし、別に定めるやむを得ない事情によると認められる場合は、この限りでない。

(受験手続)

第9条 次の各号に掲げる試験を受験しようとする者は、当該各号の書類を提出し、当該授業科目責任者及び学部長の承認を得なければならない。

- (1) 再試験 再試験願 (別紙様式1)
- (2) 追試験 追試験願 (別紙様式2) 及び理由書 (病気の場合は医師の診断書、その他にあってはやむを得ない事情を証明する書面)

2 再試験料は1科目 3,000 円、追試験料は1科目 1,000 円とし、その都度前納しなければならない。

3 臨地実習科目において、前条に定める出席日数の不足等により追実習を受けようとする者は、追実習願 (別紙様式3) 及び理由書 (病気の場合は医師の診断書、その他にあってはやむを得ない事情を証明する書面) を提出し、当該授業科目責任者の承認を得なければならない。また、追実習1日あたり 2,000 円の追実習料を前納しなければならない。

(罰則)

第10条 試験に関して不正行為があった場合は、学則第41条及び学生懲戒規程により懲戒する。

(成績の評価)

第11条 各授業科目の成績の評価は、教育要項 (シラバス) に定める方法により各授業科目責任者が行う。

(授業科目の合否基準)

第12条 授業科目の合否基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目の評点は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (2) 60点未満の授業科目 (臨地実習を除く。) がある場合は、再試験を行い、60点以上を合格とする。
- (3) 第1号及び第2号にかかわらず、学則第17条に基づき、編入学生が本学に入学する前に修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす場合は、評点を付さずに合格とする。

(学業成績の評価基準)

第13条 学則第12条において準用する同第9条の評価基準は、次表のとおりとし、学籍に記録する。なお、前条第3号により合格した場合の学籍への記録は、合格とする。

評 価	評 点	合 否
A (優)	80点以上	合 格
B (良)	80点未満～70点以上	
C (可)	70点未満～60点以上	
D (不可)	60点未満	不合格

2 再試験で合格した場合の成績評点は、60点とする。

3 追試験及び追実習の成績評価は、看護学部の方針に関する内規に基づき公欠とされた場合を除き、その評点から1割を減じるものとする。

(成績評価に対する異議申し立て)

第14条 成績の評価に関する疑義が生じ、授業科目責任者からの説明を受けても疑義の解消に至らなかった場合は、「看

護学部成績評価に対する異議申し立てに関する内規」に基づき、異議申し立てを行うことができる。

(単位付与)

第 15 条 各授業科目において、第 13 条の成績評価基準により合格した者には当該学年末に、第 12 条第 3 号により合格した者には入学時に学則に定める所定の単位を付与する。

(進級)

第 16 条 進級判定は、次の各号の進級判定基準に基づき、学年末に看護学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て行う。

(1) 第 1 学年及び第 2 学年は、当該学年の必修科目及び選択必修科目の全てに合格した者を進級とする。

(2) 第 3 学年は、当該学年前期の必修科目及び選択必修科目の全てに合格し、かつ後期の必修科目（臨地実習）のうち不合格の科目が 1 科目以下の者を進級とする。

(3) 第 4 学年は、当該学年の必修科目及び選択必修科目の全てに合格した者を卒業とする。ただし、不合格の科目を有して第 3 学年から進級する者は、不合格の科目を再履修し、合格しなければならない。

(4) 編入学生は、当該学年の必修科目及び選択必修科目の全てに合格した者を進級または卒業とする。

(留年)

第 17 条 進級不可と判定された者は留年とし、学籍に記載する。

2 留年者は、当該学年において不合格となった必修科目及び選択必修科目を再履修しなければならない。この場合において、選択必修科目については、当該科目が属する選択科目群のうち他の科目に替えることができる。

3 カリキュラムの変更に伴い、留年者が当該学年において再履修すべき授業科目が廃止された場合は、課外もしくは休暇を利用して補習授業（再履修）を行い、当該学年の判定前までに試験を実施する。

(卒業)

第 18 条 卒業の可否は、学則第 18 条第 3 項に規定する所定の授業科目（選択履修科目及び自由科目を除く。）を修得した者について、教授会の判定を経て学長が認定する。

(保健師又は助産師国家試験受験資格)

第 19 条 前条により卒業が決定した者のうち所定の授業科目（選択履修科目）を修得した者に保健師又は助産師国家試験の受験資格を与える。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、看護学部履修試験規程の運用に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

(事務)

第 22 条 この規程に関する事務は、看護学部教務課が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（演習科目に係る単位計算の基準の変更）

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（編入学生に関する授業科目の可否基準、学業成績の評価基準、単位付与の時期、進級基準の追加、事務局組織の再編に伴う名称変更）

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(演習科目に係る単位計算の基準の変更)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(科目群の名称変更、受験手続の変更、追実習および成績評価に対する異議申し立ての条文追加)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(演習科目に係る単位計算の基準の変更)

(様式1)

再 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長 殿

令和 年 月 日
(医 歯 薬 護) 学 部 年 番
学籍番号
氏 名

令和 年度 (前期 ・ 後期) の下記科目について合格できませんでした。
つきましては、再試験を実施下さるようお願いいたします。

記

	科 目 名	授業科目担当責任者名		科 目 名	授業科目担当責任者名
1			8		
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

合計 科目 (円)

※1科目 3,000 円

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

(様式2)

追 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長
殿

令和 年 月 日
(医 歯 薬 護) 学 部 年 番
学籍番号
氏 名

令和 年度 (前期 ・ 後期) (定期 ・ 再) 試験を下記の事由により受験できませんでした。つきましては、下記科目について追試験を実施下さるようお願いいたします。

記

	欠席科目名	授業科目担当責任者名		欠席科目名	授業科目担当責任者名
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

合計 科目 (円)

※1 科目 1,000 円

事 由 (具体的に記載のこと)

(注) 1. 理由書 (病気等の場合は医師の診断書、その他明確な理由書) を添付すること。

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

(様式3)

追 実 習 願

授業科目担当責任者 殿

令和 年 月 日

看護学部 年 番

学籍番号

氏 名

印

下記の事由により、追実習を実施下さるようお願いいたします。

記

実習科目名	授業科目担当責任者名	追実習期間(学内実習含む)及び日数
		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

※追実習期間及び日数は、授業科目担当責任者と協議の上、記載すること。

追実習料合計 円

※追実習 1 日あたり 2,000 円

事 由 (具体的に記載のこと)

(注) 1. 理由書(病気等の場合は医師の診断書、その他明確な理由書)を添付すること。

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付